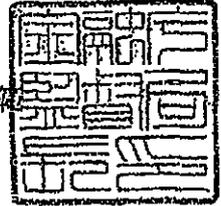


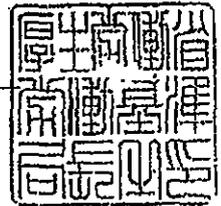
金 監 第 8 3 2 号  
基 発 第 0 4 1 3 0 0 3 号  
平 成 2 1 年 4 月 1 3 日

北海道知事 殿

金 融 庁 監 督 局 長 三 國 谷 勝 敏



厚 生 勞 働 省 勞 働 基 準 局 長 金 子 順 一



「資料の提出について」の一部改正について

平成 10 年 6 月 8 日付発勞第 48 号「資料の提出について」について、今般、  
別添のとおり様式の改正を行い、別紙のとおり北海道労働金庫理事長あて通知  
をしたので、了知願いたい。

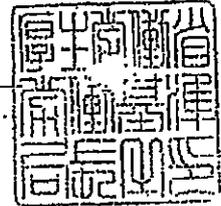
金 監 第 8 3 2 号  
基 発 第 0 4 1 3 0 0 3 号  
平 成 2 1 年 4 月 1 3 日

新潟県知事 殿

金 融 庁 監 督 局 長 三 國 谷 勝 徳



厚 生 勞 働 省 勞 働 基 準 局 長 金 子 順



「資料の提出について」の一部改正について

平成 10 年 6 月 8 日付発勞第 48 号「資料の提出について」について、今般、別添のとおり様式の改正を行い、別紙のとおり新潟県労働金庫理事長あて通知をしたので、了知願いたい。

金 監 第 8 3 2 号  
基 発 第 0 4 1 3 0 0 3 号  
平 成 2 1 年 4 月 1 3 日

長野県知事 殿

金 融 庁 監 督 局 長 三 國 谷 勝 純



厚 生 勞 働 省 勞 働 基 準 局 長 金 子 順



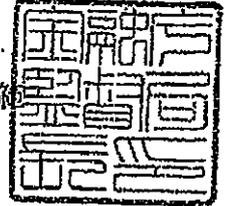
「資料の提出について」の一部改正について

平成 10 年 6 月 8 日付発勞第 48 号「資料の提出について」について、今般、別添のとおり様式の改正を行い、別紙のとおり長野県労働金庫理事長あて通知をしたので、了知願いたい。

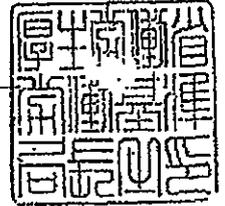
金 監 第 8 3 2 号  
基 発 第 0 4 1 3 0 0 3 号  
平 成 2 1 年 4 月 1 3 日

静岡県知事 殿

金 融 庁 監 督 局 長 三 國 谷 勝 徳



厚 生 勞 働 省 勞 働 基 準 局 長 金 子 順 一



「資料の提出について」の一部改正について

平成 10 年 6 月 8 日 付 発 勞 第 48 号 「資料の提出について」について、今般、  
別添のとおり様式の改正を行い、別紙のとおり静岡県労働金庫理事長あて通知  
をしたので、了知願いたい。

金 監 第 8 3 2 号  
基 発 第 0 4 1 3 0 0 3 号  
平 成 2 1 年 4 月 1 3 日

沖 縄 県 知 事 殿

金 融 庁 監 督 局 長 三 國 谷 勝 範



厚 生 勞 働 省 勞 働 基 準 局 長 金 子 順



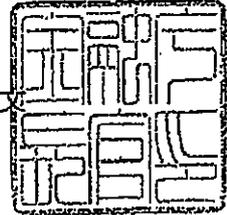
「資料の提出について」の一部改正について

平成 10 年 6 月 8 日 付 発 勞 第 48 号 「資料の提出について」について、今般、  
別添のとおり様式の改正を行い、別紙のとおり沖縄県労働金庫理事長あて通知  
をしたので、了知願いたい。

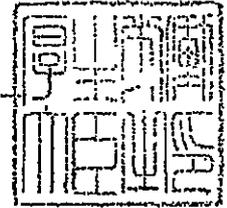
金 監 第 8 3 2 号  
厚生労働省発基勤第0413001号  
平成21年4月13日

北海道労働金庫 理事長 殿

金融庁長官 佐藤 隆文



厚生労働大臣 舛添 要



「資料の提出について」の一部改正について

平成10年6月8日付発勞第48号「資料の提出について」における別紙様式中、決算速報及び連結決算速報に係る様式を改めることとしたので、別紙の提出要領等を参照の上、提出されたい。

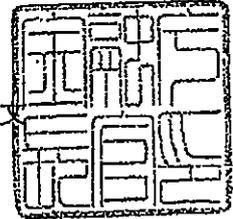
なお、この処分に不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

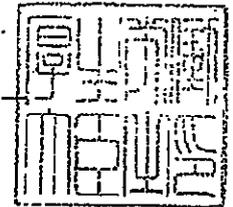
金 監 第 8 3 2 号  
厚生労働省発基勤第0413001号  
平成21年4月13日

新潟県労働金庫 理事長 殿

金融庁長官 佐藤 隆文



厚生労働大臣 舛添 要



「資料の提出について」の一部改正について

平成10年6月8日付発勞第48号「資料の提出について」における別紙様式中、決算速報及び連結決算速報に係る様式を改めることとしたので、別紙の提出要領等を参照の上、提出されたい。

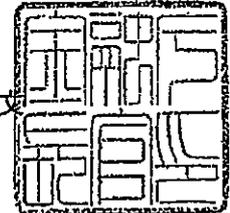
なお、この処分に不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

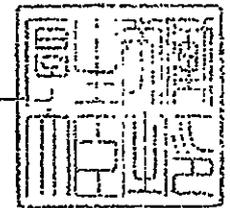
金 監 第 8 3 2 号  
厚生労働省発基勤第0413001号  
平成21年4月13日

長野県労働金庫 理事長 殿

金融庁長官 佐藤 隆文



厚生労働大臣 舛添 要



「資料の提出について」の一部改正について

平成10年6月8日付発勞第48号「資料の提出について」における別紙様式中、決算速報及び連結決算速報に係る様式を改めることとしたので、別紙の提出要領等を参照の上、提出されたい。

なお、この処分に不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

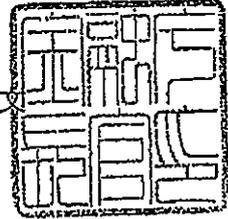
また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

金 監 第 8 3 2 号  
厚生労働省発基勤第0413001号  
平成 2 1 年 4 月 1 3 日

静岡県労働金庫 理事長 殿

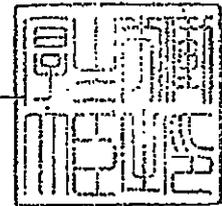
金融庁長官

佐藤 隆文



厚生労働大臣

舩添 要



「資料の提出について」の一部改正について

平成 10 年 6 月 8 日付発労第 48 号「資料の提出について」における別紙様式中、決算速報及び連結決算速報に係る様式を改めることとしたので、別紙の提出要領等を参照の上、提出されたい。

なお、この処分に不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく異議申立てをすることができる。

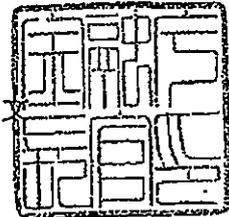
また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

金 監 第 8 3 2 号  
厚生労働省発基勤第0413001号  
平成21年4月13日

沖縄県労働金庫 理事長 殿

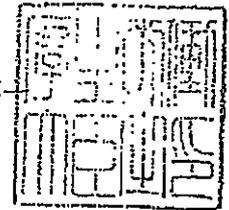
金融庁長官

佐藤 隆文



厚生労働大臣

舩添 要一



「資料の提出について」の一部改正について

平成10年6月8日付発勞第48号「資料の提出について」における別紙様式中、決算速報及び連結決算速報に係る様式を改めることとしたので、別紙の提出要領等を参照の上、提出されたい。

なお、この処分に不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官及び厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

(別紙)

【提出要領等】

別紙様式	提出資料	適用時期	備 考
2-1	決算速報	20年度決算分 以降報告分から 適用	・提出先、提出部数、提出期限は従前に同じ。
2-2	連結決算速報	20年度決算分 以降報告分から 適用	・提出先、提出部数、提出期限は従前に同じ。

# 決算速報目次

第1表	資産・負債及び純資産	.....
	資    産	.....
	負債及び純資産	.....
	(参考) その他資産、その他負債の内容	.....
	(参考) 債務保証見返勘定の内訳	.....
	(参考) 有価証券(商品有価証券を含む)等の状況	.....
第2表	損益の総括と剰余金の処分	.....
第3表	収 益 の 内 訳	.....
第4表	費 用 の 内 訳	.....
第5表	商品有価証券業務主要勘定	.....
	1. 資    産	.....
	2. 負    債	.....
第6表	商品有価証券業務損益	.....
	1. 収    益	.....
	2. 費    用	.....
第7表	外国為替業務主要勘定	.....
	1. 資    産	.....
	2. 負    債	.....
第8表	外国為替業務損益	.....
	1. 収    益	.....
	2. 費    用	.....
第9表	経 費 の 内 訳	.....
	1. 人件費	.....
	(参考) 退職給付費用等	.....
	2. 物件費	.....
	3. 税    金	.....
	(参考) 法人税、住民税及び事業税	.....
第10表	引当金の引当状況	.....
	1. 貸倒引当金	.....
	2. 退職給付引当金	.....
	3. その他の引当金	.....
	4. 金融商品取引責任準備金	.....
	5. 諸    償    却	.....
第11表	諸    利    回	.....
第12表	諸比率及び諸効率	.....
	(参考) 単体自己資本比率	.....
	(参考) 単体自己資本比率(附表1)資産(オン・バランス)項目信用リスク・アセット残高内訳表	.....
	(参考) 単体自己資本比率(附表2)オフ・バランス取引等項目信用リスク・アセット残高内訳表	.....
	(参考) 単体自己資本比率(附表3)派生商品取引内訳表	.....
	(参考) 単体自己資本比率(附表4)オフ・バランス取引等項目相手先区分内訳表	.....
	(参考) 単体自己資本比率(附表5)オペレーショナル・リスク相当額内訳表	.....
第13表	貸出金利別残高	.....
第14表	貸出先別貸出残高	.....

# 年度決算速報

第1表 資産・負債及び純資産

労働金庫

## 資 産

(金額単位 千円)

科 目	平均残高				期末残高			
	金 額		対前期増減(Δ)		金 額		対前期増減(Δ)	
	当 期	前 期	金 額	比率(%)	当 期	前 期	金 額	比率(%)
預け金(無利息分を除く)								
買 入 手 形								
コ ー ル ロ ー ン								
買 現 先 勘 定								
債券貸借取引支払保証金								
買 入 金 銭 債 権								
金 銭 の 信 託								
商 品 有 価 証 券								
有 価 証 券								
国 債								
地 方 債								
短 期 社 債								
社 債								
貸 付 信 託								
投 資 信 託								
株 式								
外 国 証 券								
そ の 他 の 証 券								
貸 出 金								
(うち金融機関貸付金)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
割 引 手 形								
手 形 貸 付								
証 書 貸 付								
当 座 貸 越								
外 国 為 替								
そ の 他								
[ 運 用 勘 定 計 ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
( [ 資 金 運 用 勘 定 計 ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )
現 金								
(うち小切手・手形)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
預 け 金 ( 無 利 息 分 )								
そ の 他 資 産								
有 形 固 定 資 産								
建 物								
土 地								
リ ー ス 資 産								
建 設 仮 勘 定								
その他の有形固定資産								
無 形 固 定 資 産								
ソ フ ト ウ ェ ア								
の れ ん								
リ ー ス 資 産								
その他の無形固定資産								
繰 延 税 金 資 産								
再評価に係る繰延税金資産								
債 務 保 証 見 返								
貸 倒 引 当 金 ( Δ )								
(うち一般貸倒引当金(Δ))	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
(うち個別貸倒引当金(Δ))	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他 の 引 当 金 ( Δ )								
資産合計								

(注)1.「[資金運用勘定計]」欄は、「[運用勘定計]」から「金銭の信託」を控除して算出する。

2.「繰延税金資産」は、「繰延税金負債」と相殺し、資産額が上回った場合において上回った純額を計上する。

3.「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。

負債及び純資産

(金額単位 千円)

科目	平均残高				期末残高			
	金額		対前期増減(Δ)		金額		対前期増減(Δ)	
	当期	前期	金額	比率(%)	当期	前期	金額	比率(%)
預 金 積 金								
当 座 預 金								
普 通 預 金								
貯 蓄 預 金								
通 知 預 金								
別 段 預 金								
納 税 準 備 預 金								
[ 小 計 ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
定 期 預 金								
定 期 積 金								
そ の 他 の 預 金								
[ 小 計 ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
( 公 金 預 金 )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
( 金 融 機 関 預 金 )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
譲 渡 性 預 金								
借 用 金								
借 入 金								
当 座 借 越								
再 割 引 手 形								
売 渡 手 形								
コ ー ル マ ネ ー								
売 現 先 勤 定								
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金								
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー								
外 国 為 替								
リ ー ス 債 務								
そ の 他								
[ 調 達 勘 定 計 ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
(うち金銭の信託運用見合額)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
( [ 資 金 調 達 勘 定 計 ] )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他 の 負 債								
賞 与 引 当 金								
役 員 賞 与 引 当 金								
退 職 給 付 引 当 金								
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金								
そ の 他 の 引 当 金								
特 別 法 上 の 引 当 金								
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金								
繰 延 税 金 負 債								
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債								
債 務 保 証								
負 債 計								
純 資 産								
出 資 金								
普 通 出 資 金								
優 先 出 資 金								
優 先 出 資 申 込 証 拠 金								
資 本 剰 余 金								
資 本 準 備 金								
そ の 他 資 本 剰 余 金								
利 益 剰 余 金								
利 益 準 備 金								
そ の 他 利 益 剰 余 金								
特 別 積 立 金								
(うち目的積立金)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期未処理損失金)								
処 分 未 済 持 分 ( Δ )								
自 己 優 先 出 資 ( Δ )								
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金								
会 員 勘 定 合 計								
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金								
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益								
土 地 再 評 価 差 額 金								
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計								
負債及び純資産合計								

(注) 1. 「〔資金調達勘定計〕」は、「〔調達勘定計〕」から「金銭の信託運用見合額」を控除して算出する。  
 2. 「金銭の信託運用見合額」の残高は、「第1表資産・負債及び純資産」の「金銭の信託」の残高に一致する。  
 3. 「当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)」には、当期純利益(又は当期純損失)、前期繰越金、…積立金取崩額及び土地再評価差額金取崩額の合計額を記載する。  
 4. 「借入金」には、劣後特約付借入金 千円を含む。  
 5. 「繰延税金負債」は、「繰延税金資産」と相殺し、負債額が上回った場合において上回った純額を計上する。

(参考) その他資産、その他負債の内容

(金額単位 千円)

科目	平均残高				期末残高			
	金額		対前期増減(△)		金額		対前期増減(△)	
	当期	前期	金額	比率(%)	当期	前期	金額	比率(%)
その他資産								
前払費用								
未収収益								
先物取引差入証拠金								
先物取引差金勘定								
金融派生商品								
その他の資産								
その他負債								
未払費用								
給付補てん備金								
未払法人税等								
前受収益								
払戻未済金								
払戻未済持分								
先物取引受入証拠金								
先物取引差金勘定								
借入商品債券								
借入有価証券								
金融派生商品								
その他の負債								

(注)1. 「その他の負債」には、固定資産の減損会計適用によりリース資産に配分された減損損失累計額を含む。その額は次のとおり。

\_\_\_\_\_百万円

2. 「リース債務」について、「リース取引に関する会計基準の適用指針」第31項(1)により処理した場合は、「その他負債」中の「その他の負債」に含めるものとする。

その額は次のとおり。 \_\_\_\_\_千円

4. 金融先物取引責任準備金

(金額単位：千円)

区	分	金	額
当 期 末 累 積 限 度 額	(A)		
前 期 末 残 高	(B)		
取 崩 額	受託等に係る事故によるもの	(C)	
	金融庁長官の承認を受けたもの	(D)	
	限度超過によるもの		
	計		
繰 入 額	(G)	(注)4	
純 繰 入 ( 取 崩 ( △ ) ) 額	(G)-(F)		
当 期 末 残 高	(H)		

本表は削除

(参考)

(イ) 期中の金融先物取引等の受託等総額(注)2  
通貨に係るもの

預金契約に基づく債権の  
利率によって算出した金  
融指標に係るもの

手形の割引率によって算  
出した金融指標に係るも  
の

前々年度	千円	千円	千円
前年度	千円	千円	千円
当年度	千円(I)	千円(J)	千円(K)
上記の最大値	千円(L)	千円(M)	千円(N)

(ロ) 当期末累積限度額(A)

$$(L) \times \frac{0.0384}{10,000} + (M) \times \frac{0.0048}{10,000} + (N) \times \frac{0.0096}{10,000} = \text{千円}$$

(ハ) 期中繰入額基準

$$(I) \times \frac{0.0096}{10,000} + (J) \times \frac{0.0012}{10,000} + (K) \times \frac{0.0024}{10,000} = \text{千円}$$

(ニ) 累積限度額基準

$$(A) - [(B) - (C) - (D)] = \text{千円}$$

- (注) 1. 本表は、「金融先物取引法施行規則(平成元年大蔵省令第18号)」により作成する。  
 2. (I)は、商品の種類別に受託等をした金融先物取引等の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出する。  
 3. 外貨建のものは、決算日のTT仲値で円換算する。  
 4. (G)は(ハ),(ニ)のいずれか少ない額。ただし、当該額≤0の場合は0とする。

4. 金融商品取引責任準備金

(単位:千円)

区	分	金	額
当	期	末	累
積	限	度	額
(A)			
前	期	末	残
高	(B)		
取	崩	額	金融商品取引に係る事故によるもの
			(C)
			金融庁長官等の承認を受けたもの
			(D)
			限度超過によるもの
			(E)
			計
			(F)
繰	入	額	(G)
(注)4			
純	繰	入	(取
(△)	崩	額	(G)-(F)
(H)			
当	期	末	残
高	(H)		

(参考)

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
前々年度					
前年度					
当年度(I)					
上記の最大値(I)					

府令第189条第1項第1号			府令第189条第1項第2号		
	(I)		(J)		
(イ)		$\times 0.0016/10,000 =$		$\times 0.0064/10,000 =$	
(ロ)		$\times 0.3/10,000 =$		$\times 1.2/10,000 =$	
(ハ)		$\times 0.0096/10,000 =$		$\times 0.0384/10,000 =$	
(ニ)		$\times 0.0012/10,000 =$		$\times 0.0048/10,000 =$	
(ホ)		$\times 0.0024/10,000 =$		$\times 0.0096/10,000 =$	
(ヘ)				(B) - (C) - (D) =	
(イ)~(ホ)の合計値から(ヘ)を控除した金額	(ト)				

- (注)1. 本表は、「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)(以下「府令」という。)」により作成する。  
 2. 外貨建のものは、決算日のTT仲値で円換算するものとする。  
 3. 「(参考)」中(イ)~(ホ)については、次のとおり。  
 (イ) 受託等をした債券に係る金融商品取引法(以下「法」という。)第2条第21項第1号及び第2号に掲げる取引の総取引契約金額  
 (ロ) 受託等をした債券に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引の対価の額の合計額  
 (ハ) 受託等をした債券に係る法第2条第21項第1号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額  
 (ニ) 受託等をした預金契約に基づく債権の利率によって算出した金融指標に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額  
 (ホ) 受託等をした手形の割引率によって算出した金融指標に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額  
 4. (G)は、(ト)のうち少ないほうの額。ただし、当該額 $\leq 0$ の場合は0とするものとする。

5. 諸償却

(金額単位 千円)

区 分	合 計	無 税	有 税
貸 出 金	( )	( )	( )
貸出金に準ずる債権	( )	( )	( )
有 価 証 券			
(うち株式)	( )	( )	( )
(うち国債)	( )	( )	( )
(うち外国証券)	( )	( )	( )
有 形 固 定 資 産			
(うち減損損失)	( )	( )	( )
無 形 固 定 資 産			
(うち減損損失)	( )	( )	( )
そ の 他			
(うち減損損失)	( )	( )	( )
合 計			

(注)1. 特別損失の科目を用い償却した額を含む。

2. 「貸出金」及び「貸出金に準ずる債権」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額に相当する額を相殺した後の計数を計上し、( )内には、当該目的取崩額を記載する。
3. 「その他」には、「その他資産(保証金を含む)」を償却した場合の償却額を記載する。

(参考) 単体自己資本比率

(金額単位 千円)

項目	当期末	前期末	項目	当期末	前期末
出 資 金			自 己 資 本 総 額 (A+B) (C)		
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
優 先 出 資 申 込 証 拠 金			告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		
資 本 準 備 金			告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの		
そ の 他 資 本 剰 余 金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの売買額に係る控除額		
利 益 準 備 金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
特 別 積 立 金			FD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
次 期 繰 越 金			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）		
そ の 他			控 除 項 目 不 算 入 額 ( Δ )		
その他有価証券の評価差損 ( Δ )			控 除 項 目 計 (D)		
処 分 未 済 持 分 ( Δ )			自 己 資 本 額 (C-D) (E)		
自 己 優 先 出 資 ( Δ )					
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金					
営 業 権 相 当 額 ( Δ )			資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 項 目		
の れ ん 相 当 額 ( Δ )			オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目		
企業結合により計上される無形固定資産相当額 ( Δ )			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
証券化取引により増加した自己資本相当額 ( Δ )			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 ( Δ )			リ ス ク ア セ ッ ト 等 計 (F)		
基 本 的 項 目 計 (A)					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一 般 貸 倒 引 当 金					
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等					
告示第14条第1項第3号に掲げるもの					
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの					
補 充 的 項 目 不 算 入 額 ( Δ )			T i e r 1 比 率 (A/F)	%	%
補 充 的 項 目 計 (B)			自 己 資 本 比 率 (E/F)	%	%

(注) 1. 本表には、労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。本表において「告示」という。）に基づき算出した数値を記載する。

2. 「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。

3. 「その他有価証券の評価差損 ( Δ )」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載する。ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁・厚生労働省告示第7号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。

千円

4. 本表において各種「不算入額 ( Δ )」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額（グロス）を記載する。

5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額 ( Δ )」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載す

6. 「内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額」欄については、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り記載する。

7. 「内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載する。但し、告示第126条第1号に定める額の0.3%を限度とする。

8. 「補充的項目計 (B)」欄には、「自己資本総額 (A+B) (C)」に算入した金額を記載する。「控除項目計 (D)」欄には、「控除項目不算入額 ( Δ )」を除いた金額を記載する。

9. 補充的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。）の0.625%を限度とする。

10. 「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な評価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載する。

11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。

千円

12. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用金庫 = 1、基礎的內部格付手法採用金庫 = 2、先進的內部格付手法採用金庫 = 3）

13. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用 = 1、租利益配分手法を使用 = 2、先進的計測手法を使用 = 3）

(参 考) 単体自己資本比率  
(付表 1-a) 資産(わ)・アセット項目信用リスク・アセット残高内訳表(標準的手法採用金融機関用)

(金額単位 千円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	当期末				前期末			
		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前		信用リスク削減 効果適用後	リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前		信用リスク削減 効果適用後
			資産の額	信用リスク・アセット の額	信用リスク・アセット の額		資産の額	信用リスク・アセット の額	信用リスク・アセット の額
-	A (=D/B)	B	C	D	A (=D/B)	B	C	D	
1. 現 金	0								
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100								
4. 国際決済銀行等向け	0								
5. 我が国の地方公共団体向け	0								
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100								
7. 国際開発銀行向け	0~100								
8. 地方公営企業等金融機関向け	10~20								
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20								
10. 地方三公社向け	20								
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100								
12. 法人等向け	20~100								
13. 中小企業等向け及び個人向け	75								
14. 抵当権付住宅ローン	35								
15. 不動産取得等事業向け	100								
16. 三月以上延滞等	50~150								
17. 取立未済手形	20								
18. 信用保証協会等による保証付	10								
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10								
20. 出 資 等	100								
21. 上 記 以 外	100								
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100								
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350								
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファン ド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-								
合計(信用リスク・アセットの額)	-								

(注)1. 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2. 本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3. 「資産の額」については、その他有価証券の評価差益相当額(グロス)を貸借対照表計上額から控除した金額を記載する。

4. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。(保証人等の「項目」としては記載しない。)

5. ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト(原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算)を記載する。

6. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。(除算の分母が零である場合は、「-」を記載する。)

7. 「11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

8. 「12. 法人等向け」には、「13. 中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。

9. 「12. 法人等向け」について100%のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況:(利用していない=0、利用している=1)

10. 「13. 中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーのみを記載する。

11. 「16. 三月以上延滞等」には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割合案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

12. 「18. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

13. 「21. 上記以外」には、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。

14. 「24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

15. 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引(信用リスク関連)に用いるリスク削減手法:(用いない=0、簡便手法=1、包括的手法=2)

上記において包括的手法(=2)を使用する場合のボラティリティ調整率の種類:(標準的ボラティリティ調整率=1、自金庫推計ボラティリティ調整率=2)

16. 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレボ形式の取引に用いるリスク削減手法:(エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合=0、用いる場合=1)

(参 考) 単体自己資本比率 (付表4) オフ・バランス取引等項目相手先区分内訳表

(金額単位: 千円)

相手当事者の区分	簿 籍 又 は 想 定 元 本 額 ( 借 用 リ ス ク 削 減 効 果 適 用 前 )													合 計
	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	原契約期間が1年以下のコミットメント	短期の買戻調達借入債務	特定の取引に係る債券償還(含む経過措置を適用する元本補てん信託契約)	N I F 又は R U F	原契約期間が1年超のコミットメント	内部格付手法におけるコミットメント	信用供与に直接的に充当する債券償還(含む経過措置を適用しない元本補てん信託契約、デリバティブのプロテクション提供)	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	先物購入、先売預金、部分払込株式又は部分払込債券	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは先売条件付購入	証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービス・アドバンス	上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	
	(0%)	(20%)	(20%)	(50%)	(50%) <75% >	(50%)	<75% >	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(0~100%)	(100%)	
(標準的手法採用金庫)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1. 我が国の中央政府及び中央銀行向け														
2. 外国の中央政府及び中央銀行向け														
3. 国際決済銀行等向け														
4. 我が国の地方公共団体向け														
5. 外国の中央政府等以外の公共部門向け														
6. 国際開発銀行向け														
7. 地方公営企業等金融機構向け														
8. 我が国の政府関係機関向け														
9. 地方三公社向け														
10. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け														
11. 法人等向け														
12. 中小企業等向け及び個人向け														
13. 抵当権付住宅ローン														
14. 不動産取得等事業向け														
15. 三月以上延滞等														
16. 信用保証協会等による保証付														
17. 株式会社産業再生機構による保証付														
18. 出 資 等														
19. 上 記 以 外														
20. 被取の資産を表付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産														
(内部格付手法採用金庫)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1. 専業法人等向け														
2. リテール向け														
3. 株式等														
4. みなし計算														
5. 購入債権														
6. リース取引														
7. その他資産等														
8. 段階的適用部分及び適用除外部分														
合 計														

(注)1. 簿籍又は想定元本額欄の( )部は、標準的手法採用金庫がオフ・バランス取引を原価引当額に換算する際に使用する科目である。基礎的内部格付手法採用金庫の専業法人等向けエクスポージャーに限り使用される当該科目は、>書としている。

3. 連結自己資本比率  
(1) 連結自己資本比率

(金額単位 千円)

項目	当期末	前期末	項目	当期末	前期末
出資金			自己資本総額 (A+B) (C)		
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
優先出資申込証拠金			告示第5条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの		
資本剰余金			告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの		
利益剰余金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子法人等の少数株主持分			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他有価証券の評価差損(△)			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
処分未済持分(△)			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
自己優先出資(△)			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)		
自己優先出資申込証拠金			控除項目不算入額(△)		
営業権相当額(△)			控除項目計(D)		
のれん相当額(△)			自己資本額(C-D)(E)		
為替換算調整勘定					
新株予約権			資産(オン・バランス)項目		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)			オフ・バランス取引等項目		
証券化取引により増加した自己資本相当額(△)			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
基本的項目計(A)			リスク・アセット等計(F)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額					
負債性資本調達手段等					
告示第5条第1項第3号に掲げるもの					
告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの					
補充的項目不算入額(△)			T i e r 1 比率(A/F)	%	%
補充的項目計(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(注) 1. 本表には、労働金庫法第94条第1項において適用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号、本表において「告示」という。)に基づき算出した数値を記載する。

2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第47条第1項第3号ロ.に規定する連結自己資本比率をいう。

3. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り従後調整後の金額を記載する。ただし、平成24年3月31日

までの間は、平成20年金融庁・厚生労働省告示第7号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり、

千円

4. 本表において各種「下取金額(△)」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載する。

5. 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載する。

6. 「内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)」欄については、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り記載する。

7. 「内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載する。但し、告示第126条第1号に定める額の0.3%を限度とする。

8. 「補充的項目計(B)」欄には、「自己資本総額(A+B)(C)」に算入した金額を記載する。「控除項目計(D)」欄には、「控除項目不算入額(△)」を除いた金額を記載する。

9. 補充的項目に算入できると一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度とする。

10. 「告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な調整後の数値であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載する。

11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり、

千円

12. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用金庫=1、基礎的内部格付手法採用金庫=2、先進的内部格付手法採用金庫=3)

13. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、権利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)


(2) 連結自己資本比率 (付表1-a)

資産 (オン・バランス) 項目信用リスク・アセット残高内訳表 (標準的手法採用金融機関用)

(金額単位 千円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	当期末				前期末			
		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前		信用リスク削減効 果適用後	リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)	信用リスク削減 効果適用前		信用リスク削減効 果適用後
			資産の額	信用リスク・アセット の額	信用リスク・アセット の額		資産の額	信用リスク・アセット の額	信用リスク・アセット の額
-	A (=D/B)	B	C	D	A (=D/B)	B	C	D	
1. 現 金	0								
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100								
4. 国際決済銀行等向け	0								
5. 我が国の地方公共団体向け	0								
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100								
7. 国際開発銀行向け	0~100								
8. 地方公営企業等金融機関向け	10~20								
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20								
10. 地方三公社向け	20								
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100								
12. 法人等向け	20~100								
13. 中小企業等向け及び個人向け	75								
14. 抵当権付住宅ローン	35								
15. 不動産取得等事業向け	100								
16. 三月以上上延滞等	50~150								
17. 取立未済手形	20								
18. 信用保証協会等による保証付	10								
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10								
20. 出 資 等	100								
21. 上記以外	100								
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	20~100								
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	20~350								
24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-								
合計 (信用リスク・アセットの額)	-								

(注)1. 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2. 本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3. 「資産の額」については、その他有価証券の評価差益相当額 (グロス) を貸借対照表計上額から控除した金額を記載する。

4. 保証等による信用リスク削減効果を用いる場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。(保証人等の「項目」としては記載しない。)

5. ローンパーティシパシオン取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト (原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算) を記載する。

6. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」は、除算をしたうえで四捨五入により整数で記載する。(除算の分母が零である場合は、「-」を記載する。)

7. 「11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

8. 「12. 法人等向け」には、「13. 中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。

9. 「12. 法人等向け」について100%のリスク・ウェイトを用いる特別の利用状況: (利用していない=0、利用している=1)

10. 「13. 中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーのみを記載する。

11. 「16. 三月以上延滞等」には、三月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

12. 「18. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

13. 「21. 上記以外」には、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)において「上記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。

14. 「24. 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

15. 標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引 (信用リスク関連) に用いるリスク削減手法: (用いない=0、簡便手法=1、包括的手法=2)

上記において包括的手法 (=2) を使用する場合のボラティリティ調整率の種類: (標準的ボラティリティ調整率=1、自在庫推計ボラティリティ調整率=2)

16. 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法: (エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合=0、用いる場合=1)





--

(5) 連結自己資本比率(附表4)

オフ・バランス取引等項目相手先区分内訳表

(金額単位 千円)

相手当事者の区分	第 備 又 は 想 定 元 本 額 ( 信 用 リ ス ク 附 属 効 果 適 用 前 )													合計	
	任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント (0%)	原契約期間が1年以下のコミットメント (20%)	短期の貿易関連偶発債務 (20%)	特定の取引に係る偶発債務(含む経過措置を適用する元本補てん信託契約) (50%)	NIF又はRUF (50%) <75% >	原契約期間が1年超のコミットメント (50%)	内部格付手法におけるコミットメント <75% >	信用供与に直接的に代替する偶発債務(含む経過措置を適用しない元本補てん信託契約、クレジット・デリバティブのプロテクション提供) (100%)	買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (100%)	先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 (100%)	有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 (100%)	証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス (0~100%)	上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー (100%)		
(標準的手法採用金額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1. 我が国の中央政府及び中央銀行向け															
2. 外国の中央政府及び中央銀行向け															
3. 国際決済銀行等向け															
4. 我が国の地方公共団体向け															
5. 外国の中央政府等以外の公共部門向け															
6. 国際開発銀行向け															
7. 地方公営企業等金融機構向け															
8. 我が国の政府関係機関向け															
9. 地方三公社向け															
10. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け															
11. 法人等向け															
12. 中小企業等向け及び個人向け															
13. 抵当権付住宅ローン															
14. 不動産取得等事業向け															
15. 三月以上延滞等															
16. 信用保証協会等による保証付															
17. 株式会社産業再生機構による保証付															
18. 出資等															
19. 上記以外															
20. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産															
(内部格付手法採用金額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1. 事業法人等向け															
2. リテール向け															
3. 株式等															
4. みなし計算															
5. 購入債権															
6. リース取引															
7. その他資産等															
8. 段階的適用部分及び適用除外部分															
合 計															

(注)1. 簿価又は想定元本額欄の( )書は、標準的手法採用金額がオフ・バランス取引を身替相当額に換算する際に使用する掛目である。基礎的内部格付手法採用金額の事業法人等向けエクスポージャーに限り使用される当該掛目は< >とされている。

--